○活水女子大学研究倫理規程

（目的）

第１条　この規程は、「活水女子大学における研究者の行動規範」に基づき、活水女子大学（以下「本学」という。）の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、本学及び研究に従事するすべての研究者が遵守すべき事項を定める。

（定義）

第２条　この規程において「研究」とは、科学及び文化の諸領域における専門的、学際的及び総合的に行う個人研究、学内外の諸機関等との共同研究及びプロジェクトによる研究等を言う。

２　この規程において「本学研究者」とは、本学の専任教職員のみならず、本学の研究活動に従事する者（研究支援人材を含む）を指し、本学を本務としない者または学生であっても研究に関わるときは「本学研究者」に準ずる。

３　この規程において「研究費」とは、第１項の研究に従事する研究者等に本学が交付する研究費及び研究者が学外から獲得した研究費を言う。

（研究管理最高責任者）

第３条　本大学におけるすべての研究の最高管理責任者は学長とする。

２　最高管理責任者は、研究倫理の保持及び研究費の運営・管理が適正に行われるよう体制の整備を行う。

３　最高管理責任者は、調査委員会及び研究公正委員会から研究活動にかかる以下の報告を受けた時は、当該研究の遂行中止を命ずることができる。

(1)不正行為が生じているおそれがある場合

(2)不正行為が生じた場合

（統括管理責任者）

第４条　最高管理責任者の責務を補佐するため、統括管理責任者を置く。

２　統括管理責任者は、事務局長とする。

３　統括管理責任者は、最高管理責任者の命を受けて、研究並びに研究費の運営及び管理が適正に行われるよう全体を指導及び監督する責務を有する。

（研究倫理教育責任者）

第５条　各学部長及び研究科長は、研究倫理教育責任者として、部局における実質的な権限を有しその責任を負う。

２　研究倫理教育責任者は、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、広く研究活動にかかわる者を対象に、求められる倫理規範を修得等させるための研究倫理教育（以下、「研究倫理教育」という。）を確実、かつ定期的に実施する責務を負う。

（コンプライアンス推進責任者）

第６条　本学の各部署における研究について実質的な責任と権限を持つ者をコンプライアンス推進責任者と定める。

２　コンプライアンス推進責任者は、各学科主任、各室・各課長とする。

３　コンプライアンス推進責任者は、研究者が研究及び研究費の運営・管理を適正に行うよう指導監督する。

（研究者の倫理及び責務）

第７条　本学研究者は、国際的に認められた規範、規約、条約等、国内の関連する法令、告示等（以下、「法令等」という。）及び「活水女子大学における研究者の行動規範」及び本学が定める関係規程等（以下、「本学関係規程」という。）を遵守しなければならない。

２　本学研究者は、第５条第２項の定めにより提供される研究倫理教育を受講するものとする。

（資料、情報、データ等の利用及び管理）

第８条　本学研究者は、研究成果が再現できるよう、研究のために収集又は生成した資料・情報・データ等の滅失・漏洩・改ざん等を防ぐための適切な措置を講じなければならない。

２　研究のために収集又は生成した資料・情報・データ等を、一定期間保存・保管しなくてはならない。ただし、法令又は本法人の規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。

（インフォームド・コンセント）

第９条 本学研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。また本学倫理委員会にはかり承認を得なければならない。

２　組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準ずる。

（個人情報の保護）

第 10 条　本学研究者は、研究の過程で収集した他人の個人情報の保護に努め、関係法令や「活水学院個人情報保護の基本方針」「活水学院個人情報の保護に関する規程」等、本学関連規程に基づき適正な取り扱いを行わなければならない。

（機器、薬品、材料等の安全管理）

第 11 条　研究実験において研究装置、機器等及び薬品、材料等を用いるときは、関係法令等、本学関係規程等を遵守し、最終処理まで含め責任を持って安全管理に努めなければならない。

（研究成果等の適切な説明及び公表）

第 12 条　本学研究者は、研究成果を広く社会に還元するために研究倫理に基づき、適切な方法によって公表しなければならない。

２　他者の研究成果を引用する場合は、適切な表現を心がけなければならない。不適切な引用、引用の不正確さ・不備、誇大な表現や誤解を招く表現などは、不正行為と見なされることを十分認識すること。

３　共同研究者や論文の共著者の権利を尊重し、研究成果の公表・利用に際しては明確な同意を得なければならない。

４　公表に際しては、オーサーシップや先行研究に十分な注意を払い、各研究組織、研究分野、学会及び学術誌等の固有の慣行やルールを十分尊重しなければならない。

５　研究者は自ら携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、それらが人間、社会及び環境に及ぼし得る影響や起こり得る変化を推定評価し、その結果を中立性及び客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（他者の業績評価・検証）

第 13 条　研究者が、他人の研究論文等の査読、その他研究業績の審査にあたる場合は、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準・審査要綱等に従い、当該審査基準等及び自己の知見に基づき公正に審査を行わなければならない。

２　研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

（本学の責務）

第 14 条　本学は、本規程を学内に周知徹底し、研究倫理に係る意識を高めるために、啓発活動や倫理教育を実施し、研究活動、研究費の適切な管理等について必要な措置を講じる。

２　本学は、研究倫理教育責任者と協力し、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施に務める。

３　本学は、研究に関して不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応する。

４　本学は、研究活動に関わる不正行為を防止するため必要な措置を講じる。

５　本学は、研究活動において不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。

（事務）

第 15 条　本規程に関する事務は、総務課が取り扱う。

（改廃）

第 16 条　この規程の改廃は、理事会が行う。

附　則１

この規程は、2016 年（平成 28 年）2 月 15 日から施行する。

附　則２

この規程は、2019 年（平成 31 年）1 月 1 日から施行する。

附　則３

この規程は、2022 年（令和 4 年）2 月 1 日から施行する。